

千葉県企業局建設工事フレックス工期契約制度実施要領

平成26年10月31日制定

最終改正令和4年2月22日

(目的)

第1条 この要領は、建設工事（以下、「工事」という。）の請負契約において、受注者が一定の期間の範囲（余裕期間）内で工事着手日を選択できる契約方式（以下、「フレックス工期契約制度」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(フレックス工期契約制度)

第2条 フレックス工期契約制度は、次の各号に掲げる事項を適用するものでなければならない。

- (1) 契約締結後、受注者が一定期間の範囲（余裕期間）内で工事着手日を決定すること。
- (2) 契約締結日から工事着手日の前日までの間は、建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）第26条に基づく主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者の設置を求めないこと。
- (3) 契約締結日から工事着手日の前日までの間は、建設工事請負契約書第11条に基づく現場代理人の設置を求めないこと。
- (4) 工事着手日までの間は、工事の施工（現場事務所等の設置、資機材等の発注及び工場製作等を含む）を行わせないこと。

(対象工事)

第3条 千葉県企業局が発注する工事であって、早期に発注し契約を締結することが可能であり、かつ、受注者の技術者及び施工体制の計画的な確保に寄与することが期待できるものを対象とする。

(フレックス工期契約制度の適用)

第4条 フレックス工期契約制度を適用しようとするときは、執行伺において「フレックス工期契約制度適用」の旨及び工事着手期限日を記載した上で、決裁を受けるものとする。

(フレックス工期契約制度適用の明記)

第5条 フレックス工期契約制度による工事を発注しようとするときは、特記仕様書に次の各号に掲げる事項を明記しなければならない。

- (1) フレックス工期契約制度を適用する工事であること。
- (2) 工事着手期限日
- (3) 工期の終期日（建設工事請負契約書に記載する工期の最終日）
- (4) 留意事項

2 前項第4号の留意事項において、フレックス工期契約制度に関する次の事項を教示するものとする。

ア 受注者は、工事着手日を明らかにするため、契約締結後7日以内に工事着手日通知書（第1号様式）を発注者に届け出なければならない。

イ 契約締結日から工事着手日の前日までの間は、建設業法（昭和24年5月24

日法律第100号)第26条に基づく主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者の設置を要しない。

ウ 契約締結日から工事着手日の前日までの間は、建設工事請負契約書第11条に基づく現場代理人の設置を要しない。

エ 工事着手日までの間は、工事の施工(現場事務所等の設置、資機材等の発注及び工場製作等を含む)を行ってはならない。

オ 前金払は、工事着手日の10日前までは請求できない。

(工事着手期限日及び適正工期の確保)

第6条 工事着手期限日は、契約締結予定日から90日を超えない期間内において定めるものとする。

2 工事着手期限日を定めるときは、工事着手期限日から工期の終期日までの期間をもって適正工期が確保されるよう考慮するものとする。

(債務負担行為に係る契約の特例)

第7条 契約会計年度において前金払を支払わない旨を設計図書で定めているときは、前条第1項中「90日」とあるのは、「120日」と読み替えるものとする。

附 則

1 この要領は、平成26年11月1日から施行する。

2 この要領は、当面の間、建築工事及び建築設備工事に適用する。

附 則

1 この要領は、平成29年1月1日から施行する。

2 平成26年11月1日施行の千葉県建設工事フレックス工期契約制度実施要領の附則第2項を次のとおり改める

2 削除

附 則

1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和3年 10月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和4年 4月1日から施行する。

工事着手日通知書
(フレックス工期契約制度適用工事)

年 月 日

様

住所
商号又は名称
氏名

次のとおり工事着手日を定めましたので通知します。

1 工 事 名	
2 工 事 場 所	
3 契約年月日	年 月 日
4 工 期	自 年 月 日から 至 年 月 日まで
5 工事着手期限	年 月 日
6 工事着手日	年 月 日